

## 出雲市農業委員会（第3期）第9回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和6年(2024)4月27日(土)午後1時30分から午後4時5分

2 場所 出雲市役所 1階 くまびき大ホール

3 出席委員(21名)

大梶 泰男	岡田 征記	河原 昭紀	持田 守夫	若槻 博美
江角 昭夫	佐藤 文男	岸 勝	松本 尚幸	石飛 忠宏
今岡 充	八幡 みさこ	伊藤 猛	森山 亮二	勝部 守
立石 行雄	湯浅 道行	伊藤 美樹	佐野 芳夫	嘉本 良市
水 壯				

4 欠席委員(3名)

松井 幸男 常松 守男 天野 明浩

5 提出議題

(1) 報告事項

報第24号	会長専決処分の報告
報第25号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報第26号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第46号	令和6年度最適化活動の目標の設定等の決定について
議第47号	農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について
議第48号	農地法第3条の規定による許可の決定について
議第49号	農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について
議第50号	農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について
議第51号	農地転用事業計画変更申請決定について
議第52号	非農地証明について

会長あいさつ

## 6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に18番勝部守委員、19番立石行雄委員を指名する。

議長 本日の議事進行について説明します。本日は、農地利用最適化推進委員にもご出席いただいておりますので、初めに、「令和6年度最適化活動の目標の設定等の決定について」を審議します。これには、農地利用最適化推進委員の方にもご意見をいただきたいと思ひます。その次に、市からの説明、その他事項と連絡事項を行います。休憩をはさんで、その後は通常の総会と同様に報告事項及び残りの議事の審議を行いますので、農地利用推進委員の方はお帰りいただいてもかまいませんが、傍聴していただくことも可能です。それでは、お手元の資料にしたがって進行いたします。

それでは、議第46号令和6年度最適化活動の目標の設定等の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 それでは、議第46号について、説明します。議案につきましては、郵送等でお送りしたところですので、お手元に資料をご用意ください。お持ちでない方は、受付で予備を用意しておりますので、お受け取りください。

令和6年度最適化活動の目標の設定等につきましては、平成30年の法律改正があり最適化活動の目標の設定等を行うことになりました。令和3年度の改正により現在の様な形で目標設定を行うようになりました。農業委員会は毎年、最適化活動の目標を設定し、その目標を年度終了後に点検評価し、ホームページ等を通じて公表することとされています。この度6年度の活動目標について、総会でお諮りして今月末に公表する予定としています。

内容の説明に入ります。別紙様式1をご覧ください。農業委員会の現在の体制については、昨年9月、10月に改選があった後の状況を記載しています。農家・農地等の概要については、農林業センサスの状況などを記載しています。耕地面積の欄をご覧ください。これは、国がまとめている「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入していますが、この面積が、集積率を算定する分母の数値になります。

次をご覧ください。ここは最適化活動の成果目標として、農地の集積について記載しています。現状と課題については、令和5年度の状況を記載しています。農地面積については、前年の耕地面積を記載しています。集積の目標については、国の目標は80%ですg、県の目標が67%ですので、本市の目標も67%としています。耕地面積と集積率67%に合わせて達成するための新規集積面積を設定しています。地区別の面積については、後ほど説

明します。遊休農地の解消については、令和5年度の農地パトの状況を記載しています。

次をご覧ください。新規参入については、令和5年度は4経営体と減少しました。権利移動面積については、3年間の平均の10分の1の面積を記載しています。

最適化活動の活動目標については、国が示した日数に合わせ月10日と設定しています。活動強化月間は農地パトロールを行う7月から9月を設定しています。新規参入相談会への参加目標については、昨年を引き続き、島根県新規就農者説明会への参加を予定しています。

次に別紙をご覧ください。地区別の集積面積については、既に目標達成している地区においては、昨年同様2.5%増、残った地区で所要面積を面積案分させていただきました。農地の集積は、農協や斐川町農業公社の働きが大きいですが、皆様には声掛け等を行うなど、農地集積につながる取組みをお願いします。

この内容でご承認いただけましたら、今月末に公表するよう手続きを進めていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長 事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第46号令和6年度最適化活動の目標の設定等の決定について、承認される農業委員の挙手を求めます。

議長 挙手多数と認めます。よって、議第46号を承認いたします。

議長 それでは、これから市から情報提供とお願いの時間を設けさせていただきます。総会の議事進行については、休憩といたします。

議長 それでは、時間になりましたので、議事の審議を再開します。報告事項、報第24号会長専決処分の報告、報第25号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第26号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、一括して報告します。

まず、報第24号会長専決処分について、報告いたします。第7回及び第8回総会で承認いたしました案件で、農振除外の決定が未済のため、許可保留としていました農地法第4条13件、農地法第5条49件について、令和6年3月27日付で農振除外の決定がありましたので、決定日と同日付で許

可決定しております。また、第8回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条2件、農地法第5条3件については、島根県農業会議第85回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の4月10日付けで許可決定しております。さらに、都市計画法第29条第1項に基づく開発行為の許可が未済のため、許可保留としていました農地法第5条1件について、令和6年4月11日付で開発行為の許可がありましたので、許可日と同日付で許可決定しております。以上、報告いたします。

議長 続いて、報第25号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

三木係長 それでは、報第25号について、説明します。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。第9回総会報告事項の1ページから2ページをご覧ください。今月は受付番号1番から17番の17件の通知がありました。内訳としては、中間管理機構への移行が4件、借人の都合が1件、貸人の都合が1件、農地法第3条申請のためが2件、耕作者変更のためが6件、契約内容の変更が1件、河川拡幅工事のためが1件、転用申請のためが1件、となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告いたします。

議長 続いて、報第26号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

三木係長 それでは、報第26号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。報告事項の3ページから12ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号1番から23番までの23件でした。権利の取得事由は、23件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。また、あっせん希望があった届出については、それぞれ担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受

理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、4月8日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議 長 質問は無いものと認めます。

議 長 次に、議第47号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課打田課長補佐から内容について、説明をお願いします。

打田課長補佐 議第47号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会でのご判断をお願いいたします。

それでは、4月30日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。まず、賃借権の設定についてです。2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「賃借権」の行をご覧ください。設定の合計は309筆、614,252㎡、うち新規の設定が12筆、11,505㎡、再設定が297筆、602,747㎡です。この内訳につきましては、同じ2ページの【別表①】の表の総計の欄の一番下の合計の欄をご覧ください。相対分の合計が68筆、68,056㎡、中間管理事業分の合計は、241筆、546,196㎡となっております。続きまして、使用貸借権の設定です。2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「使用貸借権」の行をご覧ください。設定の合計は97筆、98,678㎡、うち新規の設定が37筆、33,251㎡、再設定が60筆、65,427㎡です。この内訳につきましては、3ページの【別表②】の「総計」の欄の一番下の「合計」の欄をご覧ください。相対分の合計が15筆、17,068㎡、中間管理事業分の合計が、82筆、81,610㎡となっております。今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「総計」の欄の「合計」の行をご覧ください。406筆、712,930㎡です。その他、詳細な設定内容につきましては、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとと

もに、権利者及び利用権の設定を受けた者が、経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。説明は、以上でございます。

議 長 それでは、議題となっています議第47号のうち、48件が農業委員関与案件となります。その内、17番森山亮二委員の関与案件が、14ページの11番、15ページの12番となります。それでは、17番森山亮二委員の関与案件2件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、17番森山亮二委員が除斥となります。

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第47号のうち17番森山亮二委員の関与案件2件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、17番森山亮二委員の関与案件2件を承認します。ここで森山委員の除斥を解除いたします。

議 長 次に、8番松本尚幸委員の関与案件が、23ページの35番、となります。それでは、8番松本尚幸委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、8番松本尚幸委員が除斥となります。

議 長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第47号のうち8番松本尚幸委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって8番松本尚幸委員の関与案件1件を承認します。ここで松本委員の除斥を解除いたします。

議 長 次に、21番伊藤美樹委員の関与案件が34ページの5001番から46ページの5043番までの43件、となります。それでは、21番伊藤美樹委員の関与案件43件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律

第31条の規定により、21番伊藤美樹委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第47号のうち21番伊藤美樹委員の関与案件43件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって21番伊藤美樹委員の関与案件43件を承認します。ここで伊藤委員の除斥を解除いたします。

議長 次に2番岡田征記委員の関与案件が56ページの5060番から5061番までの2件、となります。それでは、2番岡田征記委員の関与案件2件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、2番岡田征記委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第47号のうち2番岡田征記委員の関与案件2件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって2番岡田征記委員の関与案件2件を承認します。ここ岡田藤委員の除斥を解除いたします。

議長 続きまして、議第47号のうち、先ほどの先議案件48件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第47号のうち、先議案件48件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第47号のうち、先議案件48件を除くすべての案件について承認します。

議長 次に、議第48号農地法第3条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

三木係長

それでは、議第48号農地法第3条の規定による許可の決定について、ご説明いたします。第9回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が15件ありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページから4ページをご覧ください。

まず、受付番号1番について、譲渡人は、労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号2番について、譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号3番から4番について、いずれも、譲渡人は、経営規模縮小のため、経営規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号5番について、譲渡人は、労力不足のため、経営規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号6番について、譲渡人は、労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号7番について、譲渡人は、労力不足のため、経営規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号8番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣に住宅を購入する予定の受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号9番について、譲渡人は、相手方の要望があり、経営規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号10番から11番について、いずれも、譲渡人は、労力不足のため、経営規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号12番について、譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣に住宅を購入する予定の受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号13番について、譲渡人は、労力不足のため、近隣に住宅を建築する予定の受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号14番、15番について、いずれも、譲渡人は、市道新設による土地の形状変更による耕作不便により、経営規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

以上、受付番号1番から15番については、5ページから7ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当

しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 他に質問、意見はありませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第48号について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第48号すべての案件について承認します。

議 長 次に、議第49号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

大森副主任 それでは、議第49号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。今月は、7件の申請がありました。議案書は9ページ、参考資料は1ページから14ページをご覧ください。議案書欄外左に丸印をつけている2件について、4月に開催予定の第97回常設審議委員会に諮問する予定です。なお、説明案件はありません。今月は追認の案件が4件あります。受付番号63番の案件は、昭和60年頃から居宅・物置として利用していたものです。受付番号64番の案件は、昭和42年頃から作業場・資材倉庫として利用していたものです。受付番号66番の案件は、平成7年から道路の一部として利用していたものです。受付番号68番の案件は、昭和44年頃から倉庫・木戸道・駐車場として利用していたものです。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。以上、受付番号63番から69番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第49号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第49号の全案件を許可相当とし、許可の決定及び承認いたします。

議長 次に、議第50号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について、及び関連がございますので、議第51号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤副主任 議第50号について、ご説明いたします。議案書の9ページから13ページ、説明資料の1ページから21ページ、参考資料の5ページから32ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が16件、賃借権の設定が2件、使用貸借権の設定が3件の合計21件の申請がありました。議案書欄外左に丸印をつけている6件について、5月に開催予定の第98回常設審議委員会に諮問する予定です。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書9ページの受付番号1番です。説明資料の1ページから3ページをご覧ください。転用場所は天津町の田4筆です。案内図は2ページです。転用目的は、工場です。面積は転用面積・所要面積ともに合計2,090.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は申請地の北東に工場を持つ、木工業を営んでいる法人です。この度、既存工業に近接する申請地を整備し、規模拡大の為の新工場を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が1億1000万円でこれに対する資金調達は自己資金が4000万円、借入金7000万円の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書9ページの受付番号3番です。説明資料の4ページから6ページをご覧ください。転用場所は塩冶町の畑14筆です。案内図は5ページです。転用目的は、宅地分譲です。面積は、転用面積が5,523.00㎡、所要面積が5,798.26㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で土木工事業を営んでいる法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、宅地分譲地19区画を造成する計画です。資金計画については、所要資金額が1億6260万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書10ページの受付番号5番です。説明資料の7ページから9ページをご覧ください。転用場所は浜町の田1筆、畑1筆です。案内図は8ページです。転用目的は、建売分譲です。面積は転用面積が2,208.00㎡、所要面積が3,653.04㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を行っている法人です。この度、この度、申請地を整備し、建売分譲地12区画を造成し、個人住宅を建築する計画です。なお、既に申請時の一部について平成20年頃から進入路及び駐車場として利用していたため、始末書の提出を受け指導を行っています。資金計画については、所要資金額が3億円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書10ページの受付番号6番です。説明資料の10ページから12ページをご覧ください。転用場所は、知井宮町の畑2筆です。案内図は11ページです。転用目的は、貸資材置場です。面積は、転用面積・所要面積ともに合計1,532.14㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産賃貸業を営んでいる法人です。この度、申請地を整備し、隣接する法人の資材置場として貸し出す計画です。資金計画については、所要資金額が1000万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書11ページの受付番号11番です。説明資料の13ページから15ページをご覧ください。転用場所は湖陵町差海の田4筆です。案内図は、16ページです。転用目的は、太陽光発電所です。面積は、転用面積が4,534.00㎡です。所要面積は4,624.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第45条第2号の「公共500」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で太陽光発電事業を行っている法人です。この度既存の太陽光発電所から近い申請地を整備し、太陽光発電所用地として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が4668万7千円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書11ページの受付番号16番です。説明資料の16ページから18ページをご覧ください。転用場所は斐川町富村の畑1筆です。案内図は17ページです。転用目的は、事務所・倉庫・駐車場です。面積は、転用

面積が1,287㎡、所要面積が1,366.98㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で左官業を行っている法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、事務所・倉庫・駐車場用地として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が1,367万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書12ページの受付番号18番です。説明資料の19ページから21ページをご覧ください。転用場所は、東園町の田2筆です。案内図は20ページです。転用目的は、現場事務所及び駐車場です。面積は、転用面積・所要面積ともに860.00㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で土木建築業を営んでいる法人です。この度、受注した工事に近い申請地を一時的に貸借し、現場事務所及び駐車場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が420万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

追認案件については、申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

つづいて、議第51号について、ご説明いたします。議案書は13ページ、説明資料は4ページから6ページ、参考資料は33ページから34ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が1件、権利の移動が無い案件が1件の合計2件の申請がありました。議案書欄外左に丸印をつけている1件について、5月に開催予定の第98回常設審議委員会に諮問する予定です。

今月については2件まとめて説明します。議案書13ページの受付番号1番及び2番です。説明資料の4から6ページ及び参考資料の33ページから34ページをご覧ください。転用場所は塩冶町です。案内図は参考資料の34ページです。転用場所については先ほど説明した5条の受付番号3番と同じ場所になります。転用目的は、一部が宅地分譲、一部が宅地拡張です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画変更の詳細についてご説明いたします。前回は、現在の所有者が昭和62年に1筆全てを庭として利用する計画で転用許可を受けたものです。しかし、当初予定から計画が変わり、必要な部分を庭として利用し、残地は造成済みの状態になっていました。この

度残地部分について宅地分譲地として利用する計画があり、当初から宅地拡張部分を縮小し、残地を宅地分譲地として事業計画を変更するものです。なお、この2つの内面積について合計すると登記面積に1㎡不足していますが、これは測量の結果小数点以下の部分が影響したためにずれが生じたものであり、表記に間違いがないことを確認しています。資金計画については、宅地拡張については既に事業実施済みであるため追加での必要資金は無く、宅地分譲については5条の受付番号3番で説明しましたので省略します。

今回の議案に関する内容ではないのですが、令和6年2月26日の総会で審議を行い、許可相当と判断をいただきました矢野町の宅地分譲及び市道拡張の案件につきましては、開発許可の決定を待っている状態でしたが、申請者から当該地が事業に不適であることがわかったため、申請を取り下げたいという申し出があり、4月4日付で受理しましたので、ご報告させていただきます。

以上、議第50号の21件及び議第51号の2件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 他にご意見、ご質問はありませんか。

江角委員 議席番号6番の江角です。245号の16についてですが、左官業の事業者が行われた今回の申請について、駐車場が23台という計画で台数が多いように感じますが、何か別な用途にでも使われるのでしょうか。

後藤副主任 駐車場23台につきましては、社用車が9台、従業員分が8台で斐川以外の事業所分も含め、一体的に事業ができる場所ということでこの場所を選定されています。今後従業員数も増やす計画もあり、その分6台分も含めて、23台分必要ということですよ。

江角委員 ということは、全て事業所の関係分ということよろしいですね。

後藤副主任 はい、間違いありません。

議 長 他にご意見、ご質問はありませんか。

持田委員 議席番号4番の持田です。2つありますが、1つ目は、説明資料7ページ、8ページの件ですが、申請地がよくわかりませんが、家の周りが申請地でしょうか。もう1つは、説明案件ではなかったですが、議案12ページの賃借権の設定の245号の17の駐車場ですが、図面をみるとブロックを新設されるようですが、期間終了後はどうなるのですか。

後藤副主任 1つ目の質問についてですが、図面が見にくくて申し訳ありませんが、家の周りが農地になります。今回の計画では、家を取り壊した上で、農地と一体的に事業を行われます。

2つ目の質問については、ブロックの新設ということですが、申請としましては、期間が永久という申請になります。

持田委員 一時転用のような気がしていました。すいませんでした。

議 長 他にご意見、ご質問はありませんか。

議 長 意見、質問は無いものと認めます。そういたしますと、議第50号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について、及び議第51号農地転用事業計画変更の決定について、を承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第50号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第51号を決定いたします。

議 長 それでは、議第52号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高木行政専門員 それでは議第52号、非農地証明の申請について説明します。議案書の15ページ及び説明資料22ページから30ページをご覧ください。今月は4件の申請がありました。

受付番号1番について説明いたします。申請地については議案書15ページに載せております。また説明資料の22ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料23ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は4月8日に勝部農業委員、岡田推

進委員、事務局職員で行っています。

受付番号2番について説明いたします。申請地については議案書15ページに載せております。また説明資料の24ページ、25ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料26ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は4月10日に河原農業委員、奥推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号3番について説明いたします。申請地については議案書15ページに載せております。また説明資料の27ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料28ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は4月8日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号4番について説明いたします。申請地については議案書15ページに載せております。また説明資料の29ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料30ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は4月8日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

4件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議長 担当農業委員さん補足がありましたらお願いします。水委員さんいかがですか。

勝部委員 議席番号18番の勝部です。先ほど説明がありましたとおり、4月8日に稗原町の現地を確認しました。現地は立木があり、非農地として証明できるものと思います。以上です。

議長 河原委員さんいかがですか。

河原委員 議席番号3番の河原です。4月の10日に現地に参りました。樹木が生い

茂って、とても復旧できる見込みでないことを確認いたしました。以上です。

議 長 石飛委員さんいかがですか。

石飛委員 議席番号10番の石飛です。事務局のとおりで補足はありません。以上です。

議 長 事務局と担当農業委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第52号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって、議第52号非農地証明について、を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。  
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後 4 時 5 分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

阿川事務局長、山田次長、三木係長、後藤副主任、大森副主任、和泉主事、高木行政  
専門員

農業振興課

農地利用調整係 打田課長補佐

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---